

議案第139号

松阪市嬉野体育施設条例の一部改正について

松阪市嬉野体育施設条例（平成19年松阪市条例第53号）の一部を次のように改正する。

平成25年11月27日 提出

松阪市長 山中 光 茂

松阪市嬉野体育施設条例の一部を改正する条例

松阪市嬉野体育施設条例（平成19年松阪市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第2条の表松阪市嬉野テニスコートの項を削る。

第4条の表松阪市嬉野テニスコートの項を削る。

別表第1松阪市嬉野テニスコートの項を削る。

別表第2中「

午前8時30分から 午後0時30分まで	2,000円	
午後1時から 午後5時まで	2,000円	
午後5時15分から 午後7時15分まで	1,000円	1時間当たり4,500円
午後7時30分から 午後9時30分まで	1,000円	

」を「

午前8時30分から 午後0時30分まで	2,160円	
午後1時から 午後5時まで	2,160円	
午後5時15分から 午後7時15分まで	1,080円	1時間当たり4,860円
午後7時30分から 午後9時30分まで	1,080円	

」に、「

午前9時から 正午まで	2面	2,000円	1時間	400円
	1面	1,000円	1時間	200円
午後1時30分から 午後4時30分まで	2面	2,000円	1時間	400円
	1面	1,000円	1時間	200円
午後5時15分から 午後7時15分まで	2面	1,200円	2時間	800円
	1面	600円	2時間	400円
午後7時30分から 午後9時30分まで	2面	1,200円	2時間	800円
	1面	600円	2時間	400円

」を「

午前9時から 正午まで	2面	2,160円	1時間	430円
	1面	1,080円	1時間	210円
午後1時30分から 午後4時30分まで	2面	2,160円	1時間	430円
	1面	1,080円	1時間	210円
午後5時15分から 午後7時15分まで	2面	1,290円	2時間	860円
	1面	640円	2時間	430円
午後7時30分から 午後9時30分まで	2面	1,290円	2時間	860円
	1面	640円	2時間	430円

」に改め、同表中3 松阪市嬉野テニスコートの表を削り、同表備考4中「1,000円」を「1,080円」に改め、「とし、松阪市嬉野テニスコートの利用料金はテニスコート1面を基準として1時間当たり500円」を削る。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。